

# 市税概要

平成28年度

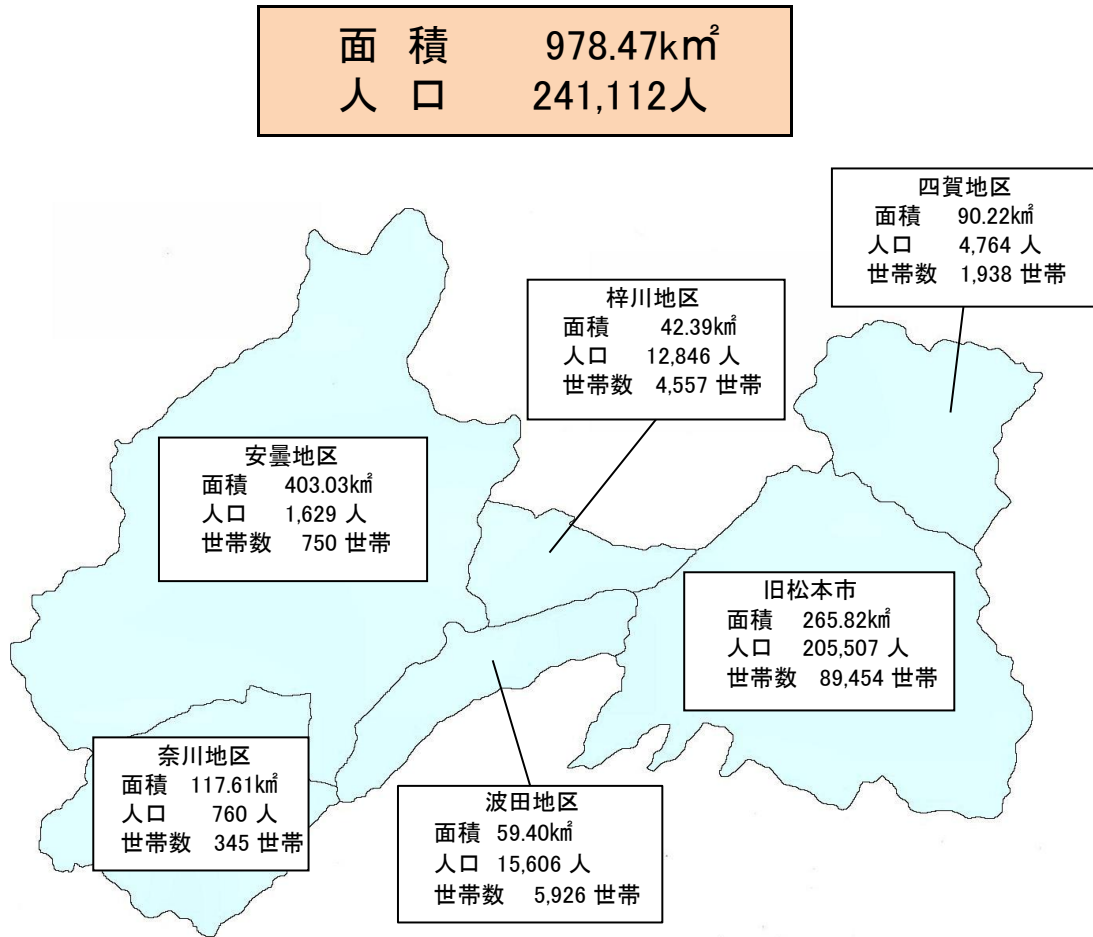


松 本 市

# はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、平成22年3月31日波田町と合併しました。人口は241,112人、面積は978.47km<sup>2</sup>で広さは県下最大です。

## 松本市の人口(平成28年4月1日現在)



男女別・年齢三区分別人口 (単位:人)

	男	女	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	100,724	104,783	28,091	123,067	54,349	205,507
四賀地区	2,302	2,462	343	2,519	1,902	4,764
安曇地区	821	808	135	901	593	1,629
奈川地区	362	398	61	356	343	760
梓川地区	6,291	6,555	2,158	7,406	3,282	12,846
波田地区	7,543	8,063	2,202	9,010	4,394	15,606
合計	118,043	123,069	32,990	143,259	64,863	241,112

# 目 次

## I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

## II 市税総括

1	28年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	27年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

## III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	28年度課税状況調（当初）	14
5	28年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

## IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

## V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

## VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

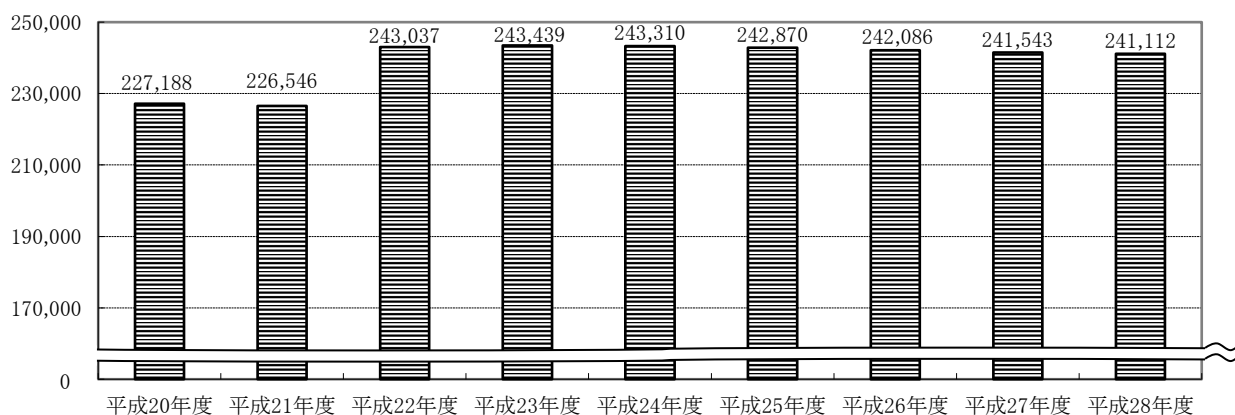
# I 市の概要

## 1 人口・世帯の推移

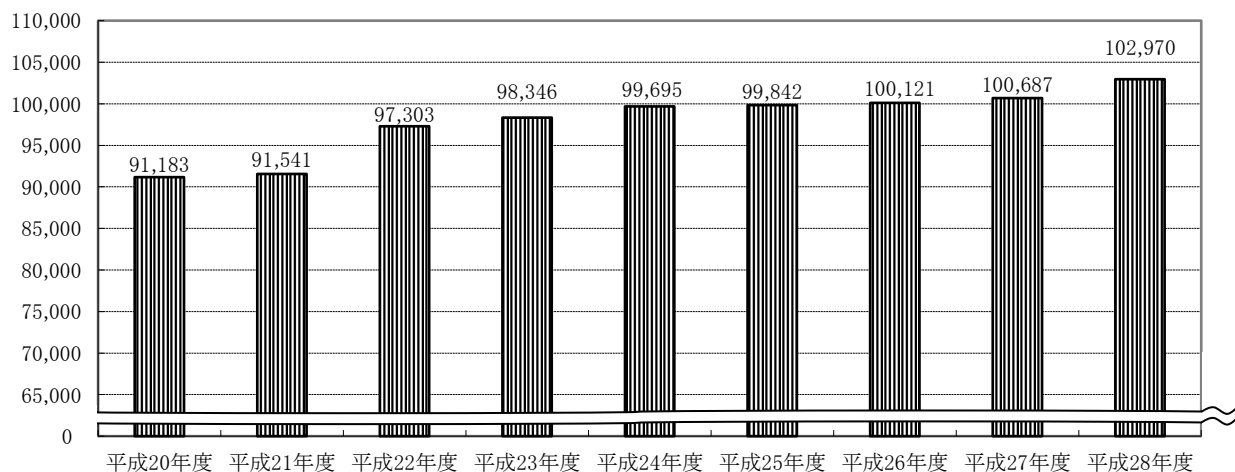
<面積> 平成22年3月31日 波田町合併前 919.35km<sup>2</sup>  
合併後 978.47km<sup>2</sup>

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
		男	女	計		
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	99,842	119,144	123,726	242,870	2.4	248
平成26年度	100,121	118,640	123,446	242,086	2.4	247
平成27年度	100,687	118,425	123,118	241,543	2.4	247
平成28年度	102,970	118,043	123,069	241,112	2.3	246

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」(各年度10月1日現在)  
平成28年度は情報政策課「松本市人口統計」(4月1日現在)



### 【人 口】



### 【世 帯】

## 2 市の予算と決算

### (1) 平成28年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	82,290,000	100.0	合 計	82,290,000	100.0
1 市 税	35,363,000	43.0	1 議 会 費	462,990	0.6
2 地 方 譲 与 税	800,000	1.0	2 総 務 費	8,793,770	10.7
3 利 子 割 交 付 金	62,000	0.1	3 民 生 費	31,192,810	37.9
4 地 方 消 費 税 交 付 金	4,387,000	5.3	4 衛 生 費	5,078,920	6.2
5 ゴルフ場利用税交付金	27,000	0.0	5 労 働 費	244,170	0.3
6 自動車取得税交付金	120,300	0.1	6 農 林 水 産 業 費	2,381,340	2.9
7 配 当 割 交 付 金	131,000	0.2	7 商 工 費	4,517,490	5.5
8 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0.0	8 土 木 費	6,152,880	7.5
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,000	0.0	9 消 防 費	2,474,310	3.0
10 地方特例交付金	129,000	0.2	10 教 育 費	6,947,440	8.4
11 地 方 交 付 税	13,800,000	16.8	11 公 債 費	10,636,400	12.9
12 交通安全対策特別交付金	53,500	0.1	12 諸 支 出 金	3,257,480	3.9
13 分担金及び負担金	1,339,230	1.6	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,787,510	2.2			
15 国 庫 支 出 金	10,304,770	12.5			
16 県 支 出 金	4,981,180	6.1			
17 財 産 収 入	354,960	0.4			
18 寄 附 金	12,590	0.0			
19 繰 入 金	974,650	1.2			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	3,861,310	4.7			
22 市 債	3,723,000	4.5			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

### (2) 平成27年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	92,480,662	100.0	合 計	88,622,111	100.0
1 市 税	35,834,493	38.7	1 議 会 費	488,850	0.6
2 地 方 譲 与 税	850,816	0.9	2 総 務 費	11,883,294	13.4
3 利 子 割 交 付 金	54,576	0.1	3 民 生 費	32,117,207	36.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	5,050,259	5.5	4 衛 生 費	4,913,344	5.5
5 ゴルフ場利用税交付金	31,399	0.0	5 労 働 費	318,970	0.4
6 自動車取得税交付金	158,525	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,694,025	3.0
7 配 当 割 交 付 金	152,421	0.2	7 商 工 費	5,182,555	5.9
8 株式等譲渡所得割交付金	156,613	0.2	8 土 木 費	6,759,349	7.6
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,619	0.0	9 消 防 費	2,495,576	2.8
10 地方特例交付金	127,401	0.1	10 教 育 費	7,851,332	8.9
11 地 方 交 付 税	15,639,604	16.9	11 公 債 費	10,656,370	12.0
12 交通安全対策特別交付金	55,189	0.1	12 諸 支 出 金	3,261,239	3.7
13 分担金及び負担金	1,374,426	1.5	13 予 備 費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,751,766	1.9			
15 国 庫 支 出 金	12,015,835	13.0			
16 県 支 出 金	4,829,553	5.2			
17 財 産 収 入	410,660	0.4			
18 寄 附 金	23,861	0.0			
19 繰 入 金	1,766,307	1.9			
20 繰 越 金	1,512,421	1.6			
21 諸 収 入	3,657,918	4.0			
22 市 債	6,998,000	7.6			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

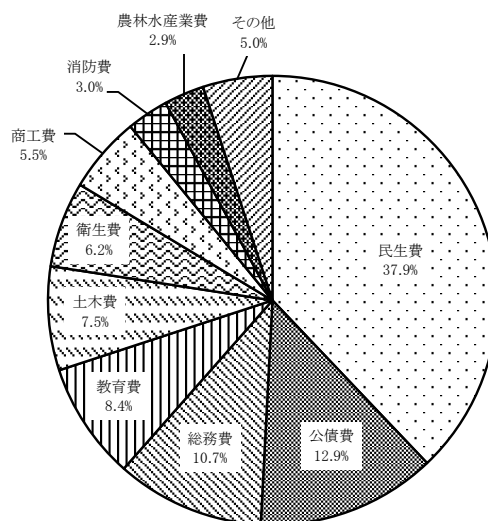
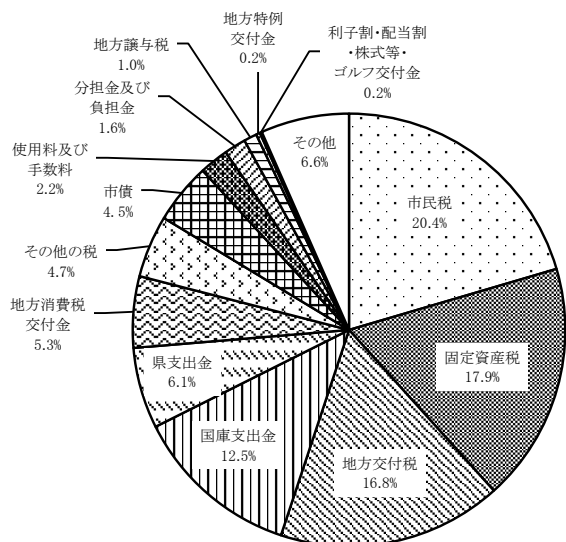
# 平成28年度一般会計当初予算

歳入

82,290,000千円

歳出

82,290,000千円



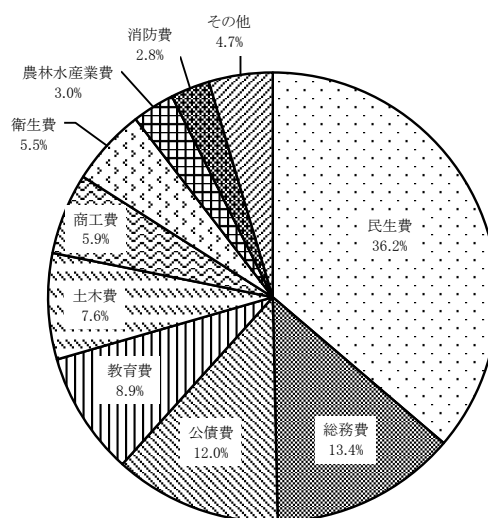
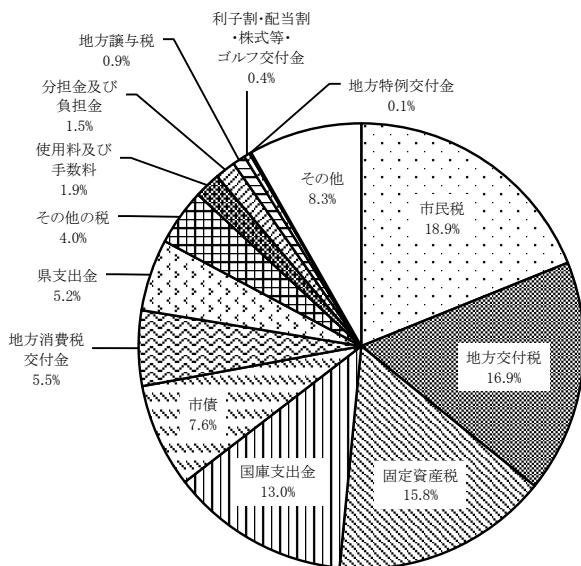
# 平成27年度一般会計決算額

歳入

92,480,662千円

歳出

88,622,111千円



### 3 税務機構と事務分掌

(平成28年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財 政 部	市民税課		1							1		
		庶務担当		(1) 1	1	0	3	1	0	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(1) 5	5	0	1	4	4	2	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	6	0	4	5	4	3	29	
	資産税課		1								1	
		庶務係		(1) 1	1	0	2	0	1	1	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	3	0	1	2	1	0	8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋係		(0) 1	3	0	2	6	0	2	14	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	3	7	0	5	8	2	3	29	
	納税課		1								1	
		庶務係		(1) 1	3	0	2	1	0	0	7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(2) 6	5	1	5	4	3	4	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	7	8	1	7	5	3	4	36		

健康福祉部	保険課		1							1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当		(4) 8	4	0	5	3	4	15		39
		計	1	8	4	0	5	3	4	15		40

( )内の数字は課長補佐(再掲)



## Ⅱ 市税総括

### 1 28年度市税の当初予算

区 分		平成28年度 当初予算額(A)	平成27年度 当初予算額(B)	平成27年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 35,363,000	千円 34,988,000	千円 35,725,000	% 1.1	
1	市 民 税	16,826,000	16,669,000	17,406,000	0.9	
(1)	個 人	現年課税分	13,026,000	12,811,000	13,322,000	1.7
		滞納繰越分	173,000	152,000	152,000	13.8
(2)	法 人	現年課税分	3,620,000	3,683,000	3,909,000	△ 1.7
		滞納繰越分	7,000	23,000	23,000	△ 69.6
2	固 定 資 産 税	14,713,000	14,513,000	14,513,000	1.4	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,369,000	14,162,000	14,162,000	1.5
		滞納繰越分	209,000	220,000	220,000	△ 5.0
(2)	交 付 金	135,000	131,000	131,000	3.1	
3	軽自動車税	549,000	508,000	508,000	8.1	
	現年課税分	542,000	502,000	502,000	8.0	
	滞納繰越分	7,000	6,000	6,000	16.7	
4	市たばこ税	1,603,000	1,643,000	1,643,000	△ 2.4	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	93,000	92,000	92,000	1.1	
	現年課税分	93,000	92,000	92,000	1.1	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,579,000	1,563,000	1,563,000	1.0	
	現年課税分	1,556,000	1,539,000	1,539,000	1.1	
	滞納繰越分	23,000	24,000	24,000	△ 4.2	
国民健康保険税		5,285,910	5,504,290	5,211,720	△ 4.0	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,333,120	3,374,800	3,240,420	△ 1.2
		滞納繰越分	198,060	191,590	197,800	3.4
	(イ)退職分	現年課税分	112,270	221,850	172,500	△ 49.4
		滞納繰越分	9,850	9,180	10,480	7.3
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,016,680	1,021,840	980,160	△ 0.5
		滞納繰越分	58,490	58,820	58,940	△ 0.6
	(イ)退職分	現年課税分	34,430	67,180	52,200	△ 48.7
		滞納繰越分	2,880	2,160	3,060	33.3
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	437,150	433,330	402,130	0.9
		滞納繰越分	35,620	37,170	35,190	△ 4.2
	(イ)退職分	現年課税分	44,460	82,070	55,620	△ 45.8
		滞納繰越分	2,900	4,300	3,220	△ 32.6

## 2 税目別決算額比較表

科 目	平成 24 年 度					平成 25 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	
合 計	36,559,319	△ 1.8	34,532,841	△ 1.6	94.46	37,012,627	1.2	35,089,719	1.6	
現年課税分	34,577,142	△ 1.5	34,026,678	△ 1.3	98.41	35,164,845	1.7	34,635,649	1.8	
滞納繰越分	1,982,177	△ 6.3	506,163	△ 15.1	25.54	1,847,782	△ 6.8	454,070	△ 10.3	
1 市 民 税	17,036,540	2.8	16,186,213	3.2	95.01	17,450,841	2.4	16,644,315	2.8	
現年課税分	16,198,723	3.4	15,955,713	3.4	98.50	16,670,863	2.9	16,433,160	3.0	
滞納繰越分	837,817	△ 7.4	230,500	△ 9.8	27.51	779,978	△ 6.9	211,155	△ 8.4	
2 固 定 資 産 税	15,689,895	△ 5.9	14,657,258	△ 6.0	93.42	15,571,491	△ 0.8	14,593,057	△ 0.4	
現年課税分	14,684,552	△ 6.0	14,417,694	△ 5.7	98.18	14,633,171	△ 0.3	14,381,208	△ 0.3	
滞納繰越分	1,005,343	△ 5.6	239,564	△ 19.8	23.83	938,320	△ 6.7	211,849	△ 11.6	
3 軽自動車税	500,291	2.1	472,032	2.6	94.35	511,076	2.2	482,654	2.3	
現年課税分	473,320	2.3	462,995	2.5	97.82	486,264	2.7	475,538	2.7	
滞納繰越分	26,971	△ 2.4	9,037	7.1	33.50	24,812	△ 8.0	7,116	△ 21.3	
4 市たばこ税	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7	100.00	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	
現年課税分	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7	100.00	1,736,000	9.8	1,736,000	9.8	
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 入 湯 税	91,941	△ 1.2	91,774	△ 1.3	99.82	92,922	1.1	92,432	0.7	
現年課税分	91,872	△ 1.3	91,774	△ 1.3	99.89	92,755	1.0	92,432	0.7	
滞納繰越分	69	皆増	0	0.0	0.00	167	142.0	0	0.0	
7 都 市 計 画 税	1,659,437	△ 6.0	1,544,349	△ 6.1	93.06	1,650,297	△ 0.6	1,541,261	△ 0.2	
現年課税分	1,547,460	△ 6.0	1,517,287	△ 5.8	98.05	1,545,792	△ 0.1	1,517,311	0.0	
滞納繰越分	111,977	△ 5.6	27,062	△ 19.7	24.17	104,505	△ 6.7	23,950	△ 11.5	
国民健康保険税	7,640,415	△ 2.2	5,472,325	△ 0.5	71.62	7,495,485	△ 1.9	5,424,695	△ 0.9	
現年課税分	5,672,723	△ 1.6	5,139,116	△ 1.5	90.59	5,661,435	△ 0.2	5,120,828	△ 0.4	
滞納繰越分	1,967,692	△ 3.9	333,209	16.0	16.93	1,834,050	△ 6.8	303,867	△ 8.8	

	平成26年度					平成27年度				
	決算額					決算額				
収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
94.80	37,667,112	1.8	35,857,820	2.2	95.20	37,565,102	△ 0.3	35,834,493	△ 0.1	95.39
98.50	35,815,228	1.8	35,350,990	2.1	98.70	35,860,323	0.1	35,404,642	0.2	98.73
24.57	1,851,884	0.2	506,830	11.6	27.37	1,704,779	△ 7.9	429,851	△ 15.2	25.21
95.38	18,054,159	3.5	17,271,551	3.8	95.67	18,210,475	0.9	17,473,604	1.2	95.95
98.57	17,251,647	3.5	17,036,745	3.7	98.75	17,485,584	1.4	17,267,850	1.4	98.75
27.07	802,512	2.9	234,806	11.2	29.26	724,891	△ 9.7	205,754	△ 12.4	28.38
93.72	15,664,903	0.6	14,770,125	1.2	94.29	15,433,435	△ 1.5	14,570,279	△ 1.4	94.41
98.28	14,748,241	0.8	14,531,417	1.0	98.53	14,577,977	△ 1.2	14,374,531	△ 1.1	98.60
22.58	916,662	△ 2.3	238,708	12.7	26.04	855,458	△ 6.7	195,748	△ 18.0	22.88
94.44	532,665	4.2	500,909	3.8	94.04	542,058	1.8	511,739	2.2	94.41
97.79	502,355	3.3	493,349	3.7	98.21	513,611	2.2	504,910	2.3	98.31
28.68	30,310	22.2	7,560	6.2	24.94	28,447	△ 6.1	6,829	△ 9.7	24.01
100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00
100.00	1,662,333	△ 4.2	1,662,333	△ 4.2	100.00	1,626,987	△ 2.1	1,626,987	△ 2.1	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99.47	93,357	0.5	92,960	0.6	99.57	94,796	1.5	90,920	△ 2.2	95.91
99.65	93,035	0.3	92,638	0.2	99.57	94,361	1.4	90,562	△ 2.2	95.97
0.00	322	92.8	322	皆増	100.00	435	35.1	358	11.2	82.25
93.39	1,659,695	0.6	1,559,942	1.2	93.99	1,657,351	△ 0.1	1,560,964	0.1	94.18
98.16	1,557,617	0.8	1,534,508	1.1	98.52	1,561,803	0.3	1,539,802	0.3	98.59
22.92	102,078	△ 2.3	25,434	6.2	24.92	95,548	△ 6.4	21,162	△ 16.8	22.15
72.37	7,309,662	△ 2.5	5,237,487	△ 3.5	71.65	7,243,791	△ 0.9	5,114,110	△ 2.4	70.60
90.45	5,512,077	△ 2.6	4,975,798	△ 2.8	90.27	5,317,787	△ 3.5	4,832,159	△ 2.9	90.87
16.57	1,797,585	△ 2.0	261,689	△ 13.9	14.56	1,926,004	7.1	281,951	7.7	14.64

### 3 27年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 35,860,323	千円 1,704,779	千円 37,565,102	千円 35,404,642
普 通 税	計	34,204,159	1,608,796	35,812,955	33,774,278
	1 市 民 税	17,485,584	724,891	18,210,475	17,267,850
	(1) 個人均等割	405,654	20,692	426,346	399,205
	(2) 個人所得割 (上記のうち退職所得分)	13,154,624	671,340	13,825,964	12,952,119
	(3) 法人均等割	93,528	—	93,528	93,528
	(4) 法人税割	928,634	7,774	936,408	926,650
	(4) 法人税割	2,996,672	25,085	3,021,757	2,989,876
	2 固定資産税	14,577,977	855,458	15,433,435	14,374,531
	(1) 純固定資産税	14,446,453	855,458	15,301,911	14,243,007
	ア 土地	5,456,648	323,120	5,779,768	5,379,584
	イ 家 屋	6,738,906	399,049	7,137,955	6,644,363
	ウ 償却資産	2,250,899	133,289	2,384,188	2,219,060
	(2) 交付金	131,524	—	131,524	131,524
	3 軽自動車税	513,611	28,447	542,058	504,910
	4 市たばこ税	1,626,987	—	1,626,987	1,626,987
5 特別土地保有税	—	—	—	—	
(1) 保有分	—	—	—	—	
(2) 取得分	—	—	—	—	
(3) 遊休土地分	—	—	—	—	
目	計	1,656,164	95,983	1,752,147	1,630,364
的 税	1 入 湯 税	94,361	435	94,796	90,562
	2 都市計画税	1,561,803	95,548	1,657,351	1,539,802
	(1) 土 地	821,035	50,229	871,264	809,474
(2) 家 屋	740,768	45,319	786,087	730,328	
国民健康保険税		5,317,787	1,926,004	7,243,791	4,832,159

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
429,851	35,834,493	98.73	25.21	95.39	95.20
408,331	34,182,609	98.74	25.38	95.45	95.24
205,754	17,473,604	98.75	28.38	95.95	95.67
5,904	405,109	98.46	28.53	95.06	94.55
191,547	13,143,666	98.46	28.53	95.06	94.55
—	93,528	100.00	—	100.00	100.00
1,964	928,614	99.78	25.27	99.16	99.17
6,339	2,996,215	99.78	25.27	99.16	99.17
195,748	14,570,279	98.60	22.88	94.41	94.29
195,748	14,438,755	98.59	22.88	94.36	94.24
73,934	5,453,518	98.59	22.88	94.36	94.24
91,316	6,735,679	98.59	22.88	94.36	94.24
30,498	2,249,558	98.59	22.88	94.36	94.24
—	131,524	100.00	—	100.00	100.00
6,829	511,739	98.31	24.01	94.41	94.04
—	1,626,987	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
21,520	1,651,884	98.44	22.42	94.28	94.29
358	90,920	95.97	82.25	95.91	99.58
21,162	1,560,964	98.59	22.15	94.18	93.99
11,125	820,599	98.59	22.15	94.18	93.99
10,037	740,365	98.59	22.15	94.18	93.99
281,951	5,114,110	90.87	14.64	70.60	71.65

#### 4 市税負担状況調

区 分		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 145,152	% 1.8	円 148,193	% 2.1	円 148,729	% 0.4
	市 民 税 個 人	52,671	0.7	53,495	1.6	56,241	5.1
	純 固 定 資 産 税	59,864	△ 0.1	60,490	1.0	59,916	△ 0.9
	そ の 他 の 税	32,617	7.5	34,208	4.9	32,572	△ 4.8
一世帯当たり	市 税 総 額	345,065	0.9	349,441	1.3	348,260	△ 0.3
	市 民 税 個 人	125,214	△ 0.2	126,141	0.7	131,692	4.4
	純 固 定 資 産 税	142,313	△ 1.1	142,635	0.2	140,298	△ 1.6
	そ の 他 の 税	77,538	6.5	80,665	4.0	76,270	△ 5.4

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

### Ⅲ 市県民税

#### 1 年度別納税義務者調

##### (1) 市民税(個人)

区 分		平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	115,149	115,365	116,892
	均 等 割 の み	8,158	8,296	8,209
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	106,991	107,069	108,683
特 別	納 税 義 務 者 数	66,551	67,760	69,346
	給均等割のみ	1,473	1,644	1,649
	与所得割のみ	0	0	0
	均等割・所得割合算	65,078	66,116	67,697
徴 収	納 税 義 務 者 数	17,460	17,267	17,945
	年均等割のみ	2,563	2,619	2,744
	金所得割のみ	0	0	0
	均等割・所得割合算	14,897	14,648	15,201
普 通	納 税 義 務 者 数	31,138	30,338	29,601
	均 等 割 の み	4,122	4,033	3,816
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	27,016	26,305	25,785
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,727	7,013	7,307
	年 金	9	10	9

備考 課税状況の調2・3表によります。

##### (2) 県民税(個人)

区 分		平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
	納 税 義 務 者 数	115,145	115,370	116,914
	均 等 割 の み	8,191	8,338	8,249
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	106,954	107,032	108,665

備考 6月末現在の現年課税分

## 2 年度別課税額の調

### (1) 市民税(個人)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 220,654,131	千円 236,098,162	千円 227,769,610
	所 得 割	12,383,005	13,058,716	12,905,487
	均 等 割	403,007	403,795	409,196
	計	12,786,012	13,462,511	13,314,683
特別徴収	所 得 割	9,462,727	9,754,884	9,925,587
	均 等 割	280,517	284,116	289,615
	計	9,743,244	10,039,000	10,215,202
普通徴収	所 得 割	2,920,278	3,303,832	2,979,900
	均 等 割	122,490	119,679	119,581
	計	3,042,768	3,423,511	3,099,481

### (2) 県民税(個人)

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 220,654,131	千円 236,098,162	千円 227,769,610
	所 得 割	8,253,165	8,703,623	8,601,377
	均 等 割	230,290	230,740	233,825
	計	8,483,455	8,934,363	8,835,202
特別徴収	所 得 割	6,307,113	6,501,758	6,615,567
	均 等 割	160,289	162,347	165,488
	計	6,467,402	6,664,105	6,781,055
普通徴収	所 得 割	1,946,052	2,201,865	1,985,810
	均 等 割	70,001	68,393	68,337
	計	2,016,053	2,270,258	2,054,147

備考 6月末現在の現年課税分



### 3 所得区分による課税状況

#### (1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		平 成 28 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	85,001	79.4	85,750	80.1	86,937	80.0
営 業 等 所 得 者	4,049	3.8	4,084	3.8	4,211	3.9
農 業 所 得 者	562	0.5	513	0.5	621	0.6
そ の 他 の 所 得 者	16,260	15.2	15,693	14.7	15,838	14.6
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	1,119	1.0	1,029	1.0	1,076	1.0
合 計	106,991	100.0	107,069	100.0	108,683	100.0

#### (2) 年度別所得割額

区 分	平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		平 成 28 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	10,236,828	82.7	10,550,131	80.8	10,771,355	83.6
営 業 等 所 得 者	569,382	4.6	596,605	4.6	620,811	4.8
農 業 所 得 者	69,453	0.6	46,875	0.4	74,113	0.6
そ の 他 の 所 得 者	1,023,298	8.3	948,349	7.3	966,180	7.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	484,249	3.9	916,838	7.0	456,397	3.5
合 計	12,383,210	100.0	13,058,798	100.0	12,888,856	100.0
( 平 均 税 率 )	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

#### 4 28年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	3,952	13,832	0	0
営業等所得者	690	2,415	0	0
農業所得者	128	448	0	0
その他の所得者	3,439	12,037	0	0
家屋敷等のみ	0	0	0	0
合計	8,209	28,732	0	0
平成27年度	8,296	29,037	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

#### 5 28年度課税所得の状況

##### (1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
10万円以下の金額	人	4,585	2,860,947	404,524	357	1,963,184	400	219,992	5,449,404
10万円超～100万円以下		37,311	49,905,155	3,869	7,679	627,315	293	180,006	50,724,317
100万円超～200万円以下		30,653	75,488,150	6,192	22,869	689,790	13,953	146,157	76,367,111
200万円超～300万円以下		16,139	60,785,773	16,773	4,679	351,733	1,965	73,589	61,234,512
300万円超～400万円以下		9,031	45,437,570	4,889	2,071	190,533	3,800	111,348	45,750,211
400万円超～550万円以下		5,349	34,246,704	9,206	6,416	137,439	2,106	76,856	34,478,727
550万円超～700万円以下		2,283	18,481,327	348	6,544	188,814	8,017	103,847	18,788,897
700万円超～1,000万円以下		1,570	15,998,374	30,222	5,095	39,692	2,820	46,230	16,122,433
1,000万円を超える金額		1,762	35,295,804	114,686	17,185	169,361	0	2,581,728	38,178,764
合計		108,683	338,499,804	590,709	72,895	4,357,861	33,354	3,539,753	347,094,376

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
87,298	305,543	10,910,638	91,250	11,230,013
4,247	14,865	644,343	4,937	661,623
624	2,184	74,292	752	76,924
16,514	57,799	1,259,602	19,953	1,329,438
0	0	0	0	0
108,683	380,391	12,888,875	116,892	13,297,998
107,069	374,743	13,058,865	115,365	13,462,645

## 6 法人市民税の課税状況

### (1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,164	5,232	5,293	5,258
1千万円以下	50人超		46	46	43	45
1千万円超1億円以下	50人以下		1,219	1,230	1,230	1,223
1千万円超1億円以下	50人超		117	113	107	106
1億円超10億円以下	50人以下		383	387	401	414
1億円超10億円以下	50人超		49	49	57	58
10億円超	50人以下		599	592	601	619
10億円超50億円以下	50人超		18	17	18	16
50億円超	50人超		52	54	47	52
合 計			7,647	7,720	7,797	7,791
伸 率			0.8 %	1.0 %	0.7 %	△ 0.1 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分  
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)  
28年度は6月末現在の数値

### (2) 年度別調定額

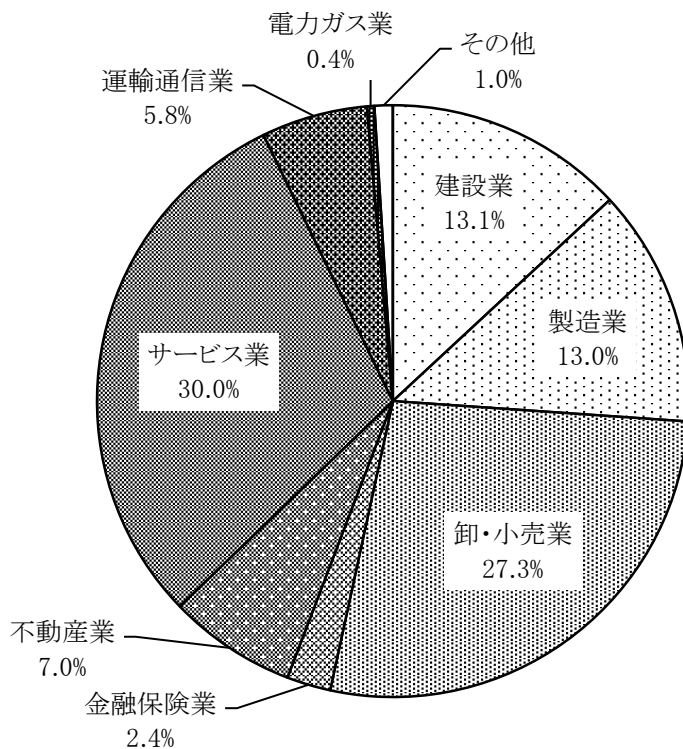
(千円)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現年度分	税 割	2,549,202	2,882,979	3,299,823	2,922,911
	均等割	928,935	938,041	944,617	914,506
	計	3,478,137	3,821,020	4,244,440	3,837,417
過年度分	税 割	28,104	72,829	64,233	73,761
	均等割	11,706	16,724	14,389	14,128
	計	39,810	89,553	78,622	87,889
合 計	税 割	2,577,306	2,955,808	3,364,056	2,996,672
	均等割	940,641	954,765	959,006	928,634
	計	3,517,947	3,910,573	4,323,062	3,925,306
	伸 率	△ 1.9 %	11.2 %	10.5 %	△ 9.2 %

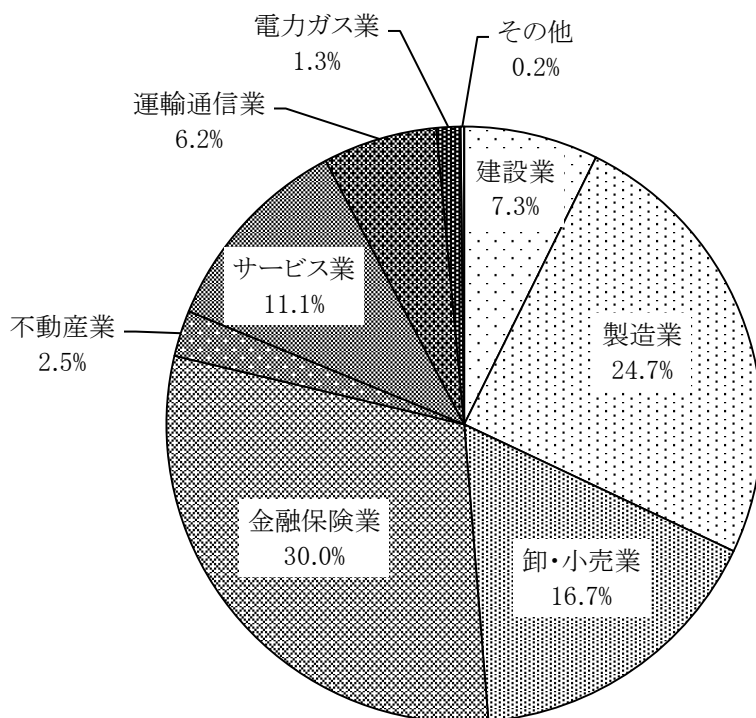
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成27年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数(7,797社)



税割額(2,922,911千円)



## (4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829

上段 前年対比伸率 %

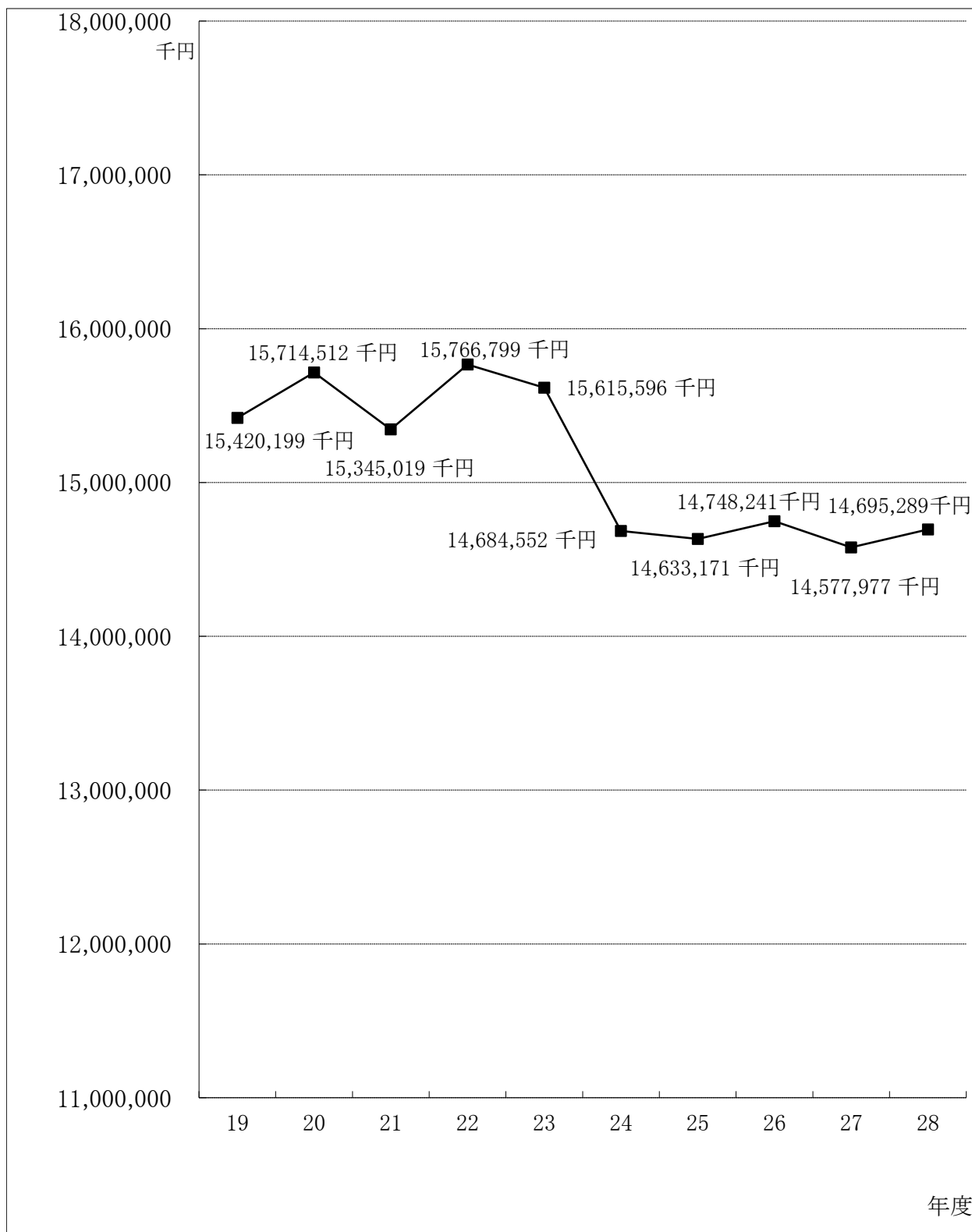
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 41.6	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	406,841	229,569	64,568	187,758	48,736	257,243
37.4	34.6	55.0	0.5	△ 10.4	224.9	21.5
839,970	547,490	355,719	64,887	168,235	158,338	312,664
11.2	7.5	△ 18.1	△ 23.9	△ 27.9	△ 48.9	0.2
933,861	588,605	291,467	49,361	121,277	80,881	313,358
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

## IV 固定資産税

### 1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 28年度は7月末調定の数値  
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計



## 2 固定資産税の区分別調定額の調

### (1) 純固定資産税

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
課税標準額	土地	404,473,803千円	402,209,396千円	396,013,300千円	396,178,614千円
	家屋	490,215,330	499,619,699	489,072,452	497,679,054
	償却資産	158,088,437	158,581,841	163,357,776	164,685,541
	計	1,052,777,570	1,060,410,936	1,048,443,528	1,058,543,209
税 額		14,502,878	14,619,133	14,446,453	14,559,918
納税義務者		92,386人	91,271人	91,903人	91,714人

(注) 1 28年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

### (2) 交付金

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
算定標準額	9,306,668千円	9,222,055千円	9,394,637千円	9,669,458千円
税 額	130,293	129,108	131,524	135,371
納税義務者	16人	16人	16人	16人

### (3) 固定資産税合計

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
課税標準額	1,062,084,238千円	1,069,632,991千円	1,057,838,165千円	1,068,212,667千円
税 額	14,633,171	14,748,241	14,577,977	14,695,289

### 3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	26	205,561	49,516	33,342	39,157
	27	203,561	49,447	33,202	39,257
	28	203,673	49,327	32,065	39,408
評 価 額 ( )内は 課税標準額 (千円)	26	(402,326,091) 1,040,972,573	(14,259,884) 34,442,574	(8,709,913) 32,781,034	(329,314,167) 901,913,532
	27	(396,159,128) 1,032,093,860	(14,261,117) 34,511,893	(8,832,642) 35,860,031	(324,111,191) 891,554,817
	28	(396,195,515) 1,031,316,959	(14,263,008) 33,599,563	(8,939,477) 34,714,872	(323,867,895) 892,640,859
筆 数 (筆)	26	364,509	42,082	47,911	221,231
	27	365,853	41,985	47,792	222,688
	28	367,564	41,771	45,726	224,354
提示平均価額 (円/㎡)	26		140	48	23,348
	27		140	47	23,006
	28		140	48	22,932
平均価格 ( )内は 最高価格 (円/㎡)	26	4,774	140 (223)	48 (83)	22,928 (225,530)
	27	4,779	140 (169)	47 (83)	22,593 (218,590)
	28	4,774	140 (169)	48 (83)	22,533 (213,240)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)  
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値  
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.488	3,716	65,050	9,626	5,154
0.488	3,715	63,118	9,581	5,241
0.478	3,715	64,389	9,425	5,344
(75,168) 75,168	(104,039) 119,214	(1,524,777) 1,630,007	(454,770) 562,080	(47,883,373) 69,448,964
(70,045) 70,045	(103,849) 118,943	(1,473,514) 1,570,170	(442,945) 542,475	(46,863,825) 67,865,486
(69,780) 69,780	(103,850) 118,944	(1,487,319) 1,577,447	(415,942) 506,235	(47,048,244) 68,089,259
36	352	29,215	11,920	11,762
36	352	29,247	11,874	11,879
35	352	31,675	11,578	12,073
		20		
		20		
		20		
154,033 (2,226,888)	32 (9,451)	20 (35)	54 (42,116)	13,458 (188,000)
143,535 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	52 (41,500)	12,924 (180,000)
145,983 (1,979,456)	32 (9,327)	20 (35)	49 (41,500)	12,717 (175,000)

#### 4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	26	120,177	18,160 千㎡
	27	120,406	18,238
	28	120,809	18,249
木 造	26	85,454	9,682
	27	85,640	9,734
	28	85,774	9,777
非 木 造	26	34,723	8,478
	27	34,766	8,504
	28	35,035	8,472

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

#### 5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	26	159,584,874 千円
	27	164,285,542
	28	168,743,775
構 築 物	26	26,346,674
	27	26,327,143
	28	27,340,786
機 械 及 び 装 置	26	50,498,409
	27	56,525,640
	28	60,613,388
船 舶	26	2,027
	27	3,365
	28	6,603
航 空 機	26	161,708
	27	206,911
	28	124,664
車 両 及 び 運 搬 具	26	624,178
	27	648,055
	28	869,167
工 具 器 具 及 び 備 品	26	23,419,185
	27	22,919,957
	28	23,890,751
法 第 389 条 関 係 分 ( 配 分 )	26	58,532,693
	27	57,654,471
	28	55,898,416

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格	
500,842,672 千円	㎡当り	27,580 円
490,243,448		26,880
498,457,635		27,313
163,070,148		16,842
159,570,186		16,393
164,854,887		16,861
337,772,524		39,843
330,673,262		38,885
333,602,748		39,376

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
157,383,051 千円	2,129,943 千円	97,248,241 千円
161,214,430	3,719,723	100,386,391
164,423,883	6,506,167	102,485,329
25,841,348	312,366	25,528,982
25,811,247	413,081	25,398,166
26,832,688	416,088	26,416,600
49,375,085	1,742,528	47,632,557
54,556,498	3,232,024	51,324,474
57,306,450	6,019,519	51,286,931
2,027	0	2,027
3,365	0	3,365
6,603	0	6,603
161,708	0	161,708
206,911	0	206,911
124,664	0	124,664
624,107	107	624,000
648,004	77	647,927
869,167	0	869,167
23,373,909	74,942	23,298,967
22,877,089	74,541	22,805,548
23,851,924	70,560	23,781,364
58,004,867	—	—
57,111,316	—	—
55,432,387	—	—

## 6 年度別新增分家屋

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	885	862	781
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	104,507	99,812	91,050
		決定価格(千円)	5,049,761	5,304,589	4,850,843
	その他	棟 数 (棟)	118	113	119
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	18,599	17,728	20,306
		決定価格(千円)	790,922	836,623	963,667
木造以外の屋	棟 数 (棟)	342	287	304	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	81,467	90,115	70,218	
	決定価格(千円)	6,276,483	7,043,043	5,874,374	
合 計	棟 数 (棟)	1,345	1,262	1,204	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	204,573	207,655	181,574	
	決定価格(千円)	12,117,166	13,184,255	11,688,884	

備考 各年度とも概要調書の数値

## 7 年度別減少分家屋

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	727	652	618
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	60,782	46,435	46,840
		決定価格(千円)	552,068	375,413	418,939
	その他	棟 数 (棟)	448	413	391
		床 面 積(m <sup>2</sup> )	29,386	20,138	21,952
		決定価格(千円)	127,543	108,435	125,984
木造以外の屋	棟 数 (棟)	290	331	329	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	47,231	63,050	92,502	
	決定価格(千円)	1,452,851	1,394,513	2,840,508	
合 計	棟 数 (棟)	1,465	1,396	1,338	
	床 面 積(m <sup>2</sup> )	137,399	129,623	161,294	
	決定価格(千円)	2,132,462	1,878,361	3,385,431	

備考 各年度とも概要調書の数値

## V 諸税・その他

### 1 市たばこ税

区 分	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
消 費 本 数	339,950 千本	322,550 千本	315,986 千本
調 定 額	1,736,000 千円	1,662,333 千円	1,626,987 千円

### 2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

### 3 入湯税

区 分	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
課 税 人 員	757,052 人	769,309 人	771,819 人
調 定 額	92,755 千円	93,035 千円	94,361 千円

### 4 都市計画税

区 分		平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
課 標 準 税 額	土 地	413,775,215 千円	412,968,113 千円	415,201,543 千円
	家 屋	369,538,489 千円	372,594,448 千円	379,477,226 千円
	計	783,313,704 千円	785,562,561 千円	794,678,769 千円
調 定 額		1,557,617 千円	1,561,803 千円	1,579,647 千円
納 税 義 務 者 数		55,196 人	58,217 人	58,353 人

備考 28年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

### 5 国民健康保険税

区 分	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度	平 成 28 年 度
調 定 額	5,508,847 千円	5,304,806 千円	5,962,876 千円
	36,560 世帯	36,095 世帯	35,317 世帯
7割軽減対象世帯数	8,960 世帯	9,043 世帯	8,927 世帯
5割軽減対象世帯数	4,563 世帯	5,005 世帯	4,986 世帯
2割軽減対象世帯数	4,056 世帯	4,016 世帯	4,044 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

## 6 軽自動車税

区 分	年度	賦課期日現在台数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額		
		一 般	官公署	計 (1)						
総 数	26	99,577 台	469 台	100,046 台	469 台	1,314 台	98,263 台	502,423 千円		
	27	100,665	474	101,139	474	1,390	99,275	513,957		
	28	101,010	459	101,469	459	1,485	99,525	616,301		
原動機付自転車	50cc以下	26	11,650	46	11,696	46	25	11,625	11,625	
		27	11,038	46	11,084	46	33	11,005	11,005	
		28	10,394	41	10,435	41	43	10,351	20,702	
	50cc超 90cc以下	26	1,034	21	1,055	21	2	1,032	1,238	
		27	946	20	966	20	3	943	1,132	
		28	875	17	892	17	5	870	1,740	
	90cc超 125cc以下	26	1,224	12	1,236	12	0	1,224	1,958	
		27	1,298	14	1,312	14	1	1,297	2,075	
		28	1,350	14	1,364	14	4	1,346	3,230	
	ミニカー	26	155	0	155	0	0	155	388	
		27	152	1	153	1	0	152	380	
		28	147	1	148	1	0	147	544	
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)	26	3,354	8	3,362	8	1	3,353	8,047	
		27	3,332	8	3,340	8	0	3,332	7,997	
		28	3,299	8	3,307	8	0	3,299	11,876	
	三輪車	26	4	0	4	0	0	4	12	
		27	4	0	4	0	0	4	12	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (新税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	0	0	0	0	0	0	0	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (重課税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	3	0	3	0	0	3	14	
	三輪車 (75%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (50%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	三輪車 (25%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用車	乗用 営業用	26	3	0	3	0	0	3	17
			27	3	0	3	0	0	3	17
			28	4	0	4	0	0	4	22
乗用 自家用		26	52,116	92	52,208	92	994	51,122	368,078	
		27	53,901	91	53,992	91	1,064	52,837	380,426	
		28	42,459	68	42,527	68	873	41,586	299,419	
貨物 営業用		26	586	0	586	0	5	581	1,743	
		27	574	0	574	0	7	567	1,701	
		28	392	0	392	0	5	387	1,161	
貨物 自家用		26	22,385	248	22,633	248	287	22,098	88,392	
		27	22,329	255	22,584	255	282	22,047	88,188	
		28	12,696	175	12,871	175	181	12,515	50,060	
乗用車	乗用 (新税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	0	0	0	0	0	0	0	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用 (新税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	1	0	1	0	0	1	11	
		28	469	1	470	1	11	458	4,946	
貨物 (新税率)	26	-	-	-	-	-	-	-		
	27	0	0	0	0	0	0	0		
	28	18	0	18	0	0	18	68		
貨物 (新税率)	26	-	-	-	-	-	-	-		
	27	0	0	0	0	0	0	0		
	28	760	10	770	10	8	752	3,760		

備考 課税状況の調第33表によります。



区 分	年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額		
		一 般	官 公 署	計 (1)						
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	乗用	営業用 (重課税率)	26	- 台	- 台	- 台	- 台	- 台	- 千円	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (重課税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	9,063	17	9,080	17	213	8,850	114,165	
	貨物用	営業用 (重課税率)	26	-	-	-	-	-	-	-
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	122	0	122	0	2	120	540	
	自家用 (重課税率)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	8,437	57	8,494	57	95	8,342	50,052	
	乗用 (75%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (75%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	1	0	1	0	0	1	3	
	貨物用 (75%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (75%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	1	0	1	0	0	1	1	
	乗用 (50%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (50%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	1,261	1	1,262	1	17	1,244	6,718	
	貨物用 (50%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (50%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	乗用 (25%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	0	0	0	0	0	0	0	
	自家用 (25%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-	
		27	-	-	-	-	-	-	-	
		28	1,948	1	1,949	1	26	1,922	15,568	
貨物用 (25%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-		
	27	-	-	-	-	-	-	-		
	28	17	0	17	0	0	17	49		
自家用 (25%軽課)	26	-	-	-	-	-	-	-		
	27	-	-	-	-	-	-	-		
	28	199	7	206	7	1	198	752		
雪上用	26	3	0	3	0	0	3	7		
	27	3	0	3	0	0	3	7		
	28	2	0	2	0	0	2	7		
農耕用	26	3,175	5	3,180	5	0	3,175	5,080		
	27	3,179	6	3,185	6	0	3,179	5,086		
	28	3,223	6	3,229	6	0	3,223	7,735		
小型特殊 (その他)	26	408	11	419	11	0	408	1,918		
	27	428	11	439	11	0	428	2,012		
	28	447	12	459	12	0	447	2,637		
二輪小型 (250cc超)	26	3,480	26	3,506	26	0	3,480	13,920		
	27	3,477	22	3,499	22	0	3,477	13,908		
	28	3,423	23	3,446	23	1	3,422	20,532		

## 7 利子割交付金

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
長野県全体	519,376 千円	507,582 千円	416,946 千円
松本市	67,783 千円	66,391 千円	54,576 千円
按分率 3月～7月分	13.00255 %	13.08372 %	13.07807 %
8月～2月分	13.08372 %	13.07807 %	13.10070 %

## 8 配当割交付金

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
長野県全体	762,560 千円	1,442,580 千円	1,163,951 千円
松本市	99,640 千円	188,674 千円	152,421 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
長野県全体	1,285,947 千円	1,096,810 千円	1,195,460 千円
松本市	168,249 千円	143,441 千円	156,613 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

## 10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度
交 付 金	31,295 千円	29,902 千円	31,399 千円

### 11 口座振替納付の状況調(平成27年度振替済分)

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
市県民税 (普通徴収)	件数(人数)	43,066 件	31.7 %
	税 額	3,031,596 千円	48.9 %
固定資産税 都市計画税	件数(人数)	195,525 件	53.3 %
	税 額	8,545,058 千円	50.6 %
軽自動車税 (全 期)	件数(人数)	23,405 件	23.4 %
	税 額	105,090 千円	20.3 %

税目	期別			
	1 期	2 期	3 期	4 期
市県民税 (普通徴収)	12,755 件	10,421 件	9,854 件	10,036 件
	935,731 千円	697,639 千円	691,660 千円	706,566 千円
固定資産税 都市計画税	55,454 件	47,114 件	46,424 件	46,533 件
	2,883,790 千円	1,889,509 千円	1,881,640 千円	1,890,119 千円
軽自動車税 (全 期)	23,405 件			
	105,090 千円			

税目	合計		全調定に 対する割合
	口座振替合計		
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数(人数)	123,465 件	49.0 %
	税 額	2,596,089 千円	54.9 %

税目	期別								
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
国民健康 保険税 (普通徴収)	14,720 件	14,516	14,408	13,507	13,439	13,399	13,332	13,211	12,933
	310,574 千円	301,005	298,757	283,226	282,527	282,383	281,029	280,102	276,486

## 12 市税の徴収に要する経費

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
税 収 入 額	1 市 税	35,089,719 千円	35,857,820 千円	35,834,493 千円
	2 個 人 県 民 税	8,418,657	8,587,292	8,991,568
	3 計	43,508,376	44,445,112	44,826,061
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	300,025	314,480	314,348
	5 諸 手 当	176,103	188,709	189,852
	(1) 超 過 勤 務 手 当	22,058	27,031	17,754
	(2) 税 務 特 別 手 当	45	40	25
	(3) そ の 他 の 手 当	154,000	161,638	172,073
	6 そ の 他	129,696	134,935	134,819
	7 小 計	605,824	638,124	639,019
	8 旅 費	643	653	671
	9 賃 金	5,296	4,916	5,428
	10 そ の 他	325,806	397,171	382,285
	11 小 計	331,745	402,740	388,384
	12 前納報奨金・その他	60	69	79
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	60	69	79
	16 そ の 他	140,135	154,537	190,854
	17 合 計	1,077,764	1,195,470	1,218,336
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納税通知書数による金額	-	-	-
	19 納税義務者数による金額	345,324	347,127	347,742
	20 徴収額による金額	-	-	-
	21 平成18年度課税以前の滞納繰越分による金額	405	343	160
	22 配当割額・株式譲渡所得割額控除による還付・充当金額	1,765	5,309	5,654
	23 合 計	347,494	352,779	353,556
24 市税に係る徴収費 (17-23)	730,270	842,691	864,780	
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)	2.5 円	2.7 円	2.7 円	
市税に係る徴税経費 (百円当たり)	2.1 円	2.4 円	2.4 円	

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

### 13 証明・閲覧に関する調

#### (1) 平成28年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税・公 課 に 関 す る 証 明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 ( 名 寄 帳 ) の 閲 覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 ( 名 寄 帳 ) の 交 付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土 地・家 屋 に 関 す る 証 明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
償 却 資 産 に 関 す る 証 明	1枚	300円	
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土 地 台 帳 の 閲 覧	-	-	平成28年度から廃止
土 地 図 面 の 閲 覧・複 写 交 付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

#### (2) 税証明取扱状況

(単位 件)

年度	種別	所得及び	営業証明	納税証明	納税証明	資産に關	資産に關	車庫証明	登 記 用	合 計
	税額証明	( 法 人 )	( 一 般 )	( 車 検 用 )	する証明 (土地・家屋等)	する証明 (加算分)	通 知			
25	45,874 (9,349)	481	9,940	9,273	9,532 (785)	16,348 (569)	0	11,312	102,760	
26	52,287 (10,575)	451	7,439	9,086	9,488 (635)	18,445 (923)	0	12,677	109,873	
27	54,553 (11,233)	439	8,365	9,365	8,949 (862)	14,757 (901)	0	11,656	108,084	

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の( )は内数で無料件数を表示

#### (3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度
	土地・課税台帳の閲覧		764	678
土地図面の閲覧及び複写交付		1,426	1,266	1,350

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度		26																				
	区分																						
市	収入より控除	青色専従者	完全給与額																				
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																				
		給与所得控除	最低	650,000円																			
	最高		2,450,000円(給与収入15,000,000円超)																				
	市控	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																				
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																				
		社会保険料	支払った金額の全額																				
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																				
		所得	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円																		
				(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円																		
			各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに) 70,000円																				
		地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																				
除		障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)																				
		扶養	一般扶養	330,000円(年齢16歳以上)																			
	特定・老人扶養		450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																				
	同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																				
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)																					
	配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円																					
民	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																				
		均等割	3,500円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																				
	税	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%																			
			均等割	資本金等の額 従業員数 (1) 1千万円以下 50人以下 50,000円 (2) 1千万円以下 50人超 120,000円 (3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 (4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円 (5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 (6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円 (7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円 (8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円 (9) 50億円超 50人以下 410,000円 (10) 50億円超 50人超 3,000,000円																			
		配当	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																			
			寄附金控除	※私募証券投資信託に係るものを除く																			
		寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%																				
		所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} -[総所得金額等-((市県民税所得割-税額控除)+(県民税所得割-税額控除)]=調整額																				
		非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																				
		公的年金等に係る雑所得の金額																					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)-70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%- 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%- 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%- 155万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)-70万円	130万円以上410万円未満	(a)×75%- 37万5千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%- 78万5千円	770万円以上	(a)×95%- 155万5千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330万円未満</td> <td>(b)-120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(b)×75%- 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(b)×85%- 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(b)×95%- 155万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	330万円未満	(b)-120万円	330万円以上410万円未満	(b)×75%- 37万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%- 78万5千円	770万円以上	(b)×95%- 155万5千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																						
130万円未満	(a)-70万円																						
130万円以上410万円未満	(a)×75%- 37万5千円																						
410万円以上770万円未満	(a)×85%- 78万5千円																						
770万円以上	(a)×95%- 155万5千円																						
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																						
330万円未満	(b)-120万円																						
330万円以上410万円未満	(b)×75%- 37万5千円																						
410万円以上770万円未満	(b)×85%- 78万5千円																						
770万円以上	(b)×95%- 155万5千円																						

税目	年度		26							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産 150万円				
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率			
			70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025	
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き				80～90	1.05	
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%				70～80	1.075	
	住宅地	評価負担水準	課税標準額算出方法		農地	評価負担水準	負担率			
			100%以上	本則課税となり引下げ				70未満	1.10	
			20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額						
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
<p>&lt;A&gt;・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝<math>\frac{\text{平成25年度課税標準額}}{\text{平成26年度評価額} \times \text{特例}}</math></p>										
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円						
		50cc以下	(自)	7,200円						
		90cc以下	四輪貨物(営)	3,000円						
		125cc以下	(自)	4,000円						
		ミニカー	イ 小型特殊自動車							
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円						
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円								
	二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円						
	三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円						
市たばこ税	税率	平成25年4月から	$\frac{5,262円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,495円}{1,000本}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円					
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	160,000円					
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	140,000円					

税目	年度		27		
	区分				
収入より控除	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)		
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	所得控除	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
			・一般生命保険	(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円
・個人年金保険			(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	
それぞれで計算			(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円	
(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約)		(1) 12,000円以下	支払保険料の全額		
・一般生命保険		(2) 12,000円を超え32,000円まで	支払保険料×1/2+ 6,000円		
・個人年金保険		(3) 32,000円を超え56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円		
・介護医療保険		(4) 56,000円を超える場合	一律28,000円		
それぞれで計算					
		各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに) 70,000円			
地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円				
障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)				
扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)			
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
基礎	330,000円				
個人税率	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人			
		・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。			
	均等割	調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額			
	税割	2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		3,500円 [合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人]			
	法人税率	均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3%		・資本金等の額が1億円以上の法人12.1%
			※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
(2) 1千万円以下			50人超	120,000円	
(3) 1千万円超1億円以下			50人以下	130,000円	
(4) 1千万円超1億円以下			50人超	150,000円	
(5) 1億円超10億円以下			50人以下	160,000円	
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円			
(9) 50億円超	50人以下	410,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く	
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度)ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額				
寄附金控除	(1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%				
所得割課税の調整措置	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
外国税額控除	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ))-{総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除)}]×(市県民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)				
非課税限度額	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
公的年金等に係る雑所得の金額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合	公的年金等の収入額(a)		雑所得の額		
	130万円未満	(a)-70万円	330万円未満	(b)-120万円	
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合	130万円以上410万円未満	(a)×75%-37万5千円	330万円以上410万円未満	(b)×75%-37万5千円	
	410万円以上770万円未満	(a)×85%-78万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%-78万5千円	
	770万円以上	(a)×95%-155万5千円	770万円以上	(b)×95%-155万5千円	



税目	年度		27					
	区分							
固定資産税	税率	1.4%						
	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円						
	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			農地	評価負担水準	負担率
		70%超	評価額の70%まで引下げ				90%以上	1.025
	業地	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05	
		60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70～80	1.075	
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法			70未満	1.10	
		100%以上	本則課税となり引下げ					
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額					
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%					
	<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 *負担水準＝ $\frac{\text{平成26年度課税標準額}}{\text{平成27年度評価額}} \times \text{特例}$							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車,小型特殊自動車,二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (1)50cc以下 1,000円 (2)50cc超90cc以下 1,200円 (3)90cc超125cc以下 1,600円 (4)ミニカー 2,500円 (5)小型特殊自動車(農耕用) 1,600円 (6)小型特殊自動車(その他) 4,700円 (7)雪上車 2,400円 (8)二輪の軽自動車 2,400円 (9)二輪の小型自動車 4,000円 2. 三輪以上の軽自動車(平成26年度税制改正後税率) (1)軽三輪 ① 3,100円 ② 3,900円 (2)四輪乗用(営) 5,500円 6,900円 (自) 7,200円 10,800円 (3)四輪貨物(営) 3,000円 3,800円 (自) 4,000円 5,000円 ①平成26年度以前の標準税率 ②平成27年度以降の標準税率 (平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用)						
	その他	紙巻たばこ等 $\frac{5,262\text{円}}{1,000\text{本}}$ 旧3級品の紙巻たばこ $\frac{2,495\text{円}}{1,000\text{本}}$						
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等 $\frac{5,262\text{円}}{1,000\text{本}}$ 旧3級品の紙巻たばこ $\frac{2,495\text{円}}{1,000\text{本}}$						
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額			
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	520,000円			
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	170,000円			
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	160,000円			

税目	年度		28		
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	2,450,000円(給与収入15,000,000円超)		
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円	
		(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円	
		各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに)70,000円			
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)			
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)		
特定・老人扶養		450,000円(特定19歳~22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円~330,000円 330,000円				
税	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除			
		1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,500円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法人均等割	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人11.3% ・資本金等の額が1億円以上の法人12.1% ※平成26年10月1日以降に開始する事業年度から		
		均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金-2000円)×6%}+{(寄附金-2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金-2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額-人的控除差調整額)に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割税の調整措置	[(35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)) -(総所得金額等-(市県民税所得割-税額控除))]×(市民税所得割-税額控除)/(市県民税所得割-税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)				
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合					
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満	(a)-70万円				
130万円以上410万円未満	(a)×75%-37万5千円				
410万円以上770万円未満	(a)×85%-78万5千円				
770万円以上	(a)×95%-155万5千円				
イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合					
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満	(b)-120万円				
330万円以上410万円未満	(b)×75%-37万5千円				
410万円以上770万円未満	(b)×85%-78万5千円				
770万円以上	(b)×95%-155万5千円				

税目	年度		28																																																																	
	区分																																																																			
固定資産税	税率	1.4%																																																																		
	免税点	土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円																																																														
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法			評価負担水準	負担率																																																												
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ			農地	90%以上	1.025																																																											
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き																																																																
	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			80～90	1.05																																																														
	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ			70～80	1.075																																																													
		20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額			70 未満	1.10																																																													
		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%																																																																	
			$\langle A \rangle \dots$ 今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。 $*負担水準 = \frac{\text{平成27年度課税標準額}}{\text{平成28年度評価額} \times \text{特例}}$																																																																	
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車, 小型特殊自動車, 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車		2. 三輪以上の軽自動車			単位(円)																																																													
		<table border="1"> <tr><td>原付</td><td>50cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>50cc超90cc以下</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>90cc超125cc以下</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr> <tr><td>小型特殊</td><td>農耕作業用</td><td>2,400</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>5,900</td></tr> <tr><td>二輪の軽自動車・雪上車</td><td></td><td>3,600</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td></td><td>6,000</td></tr> </table>	原付	50cc以下	2,000		50cc超90cc以下	2,000		90cc超125cc以下	2,400		ミニカー	3,700	小型特殊	農耕作業用	2,400		その他	5,900	二輪の軽自動車・雪上車		3,600	二輪の小型自動車		6,000	<table border="1"> <tr><td>三輪のもの</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>四輪 家用</td><td>3,100</td><td>3,900</td><td>4,600</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>乗用 営業用</td><td>7,200</td><td>10,800</td><td>12,900</td><td>2,700</td><td>5,400</td><td>8,100</td></tr> <tr><td>四輪 家用</td><td>5,500</td><td>6,900</td><td>8,200</td><td>1,800</td><td>3,500</td><td>5,200</td></tr> <tr><td>貨物 営業用</td><td>4,000</td><td>5,000</td><td>6,000</td><td>1,300</td><td>2,500</td><td>3,800</td></tr> <tr><td></td><td>3,000</td><td>3,800</td><td>4,500</td><td>1,000</td><td>1,900</td><td>2,900</td></tr> </table>	三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥	四輪 家用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100	四輪 家用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200	貨物 営業用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800		3,000	3,800	4,500	1,000	1,900
原付	50cc以下	2,000																																																																		
	50cc超90cc以下	2,000																																																																		
	90cc超125cc以下	2,400																																																																		
	ミニカー	3,700																																																																		
小型特殊	農耕作業用	2,400																																																																		
	その他	5,900																																																																		
二輪の軽自動車・雪上車		3,600																																																																		
二輪の小型自動車		6,000																																																																		
三輪のもの	①	②	③	④	⑤	⑥																																																														
四輪 家用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000																																																														
乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100																																																														
四輪 家用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200																																																														
貨物 営業用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800																																																														
	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900																																																														
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		5,262円 1,000本		2,925円 1,000本																																																														
	その他	返還に係る製造たばこについても同様																																																																		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																			
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																																																			
都市計画税	税率	0.2%																																																																		
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																																																		
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																																																		
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																																															
	医療分	9.1%	22,700円	18,800円	540,000円																																																															
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	190,000円																																																															
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	160,000円																																																															

## 市 税 概 要

平成28年10月

編 集 松 本 市 財 政 部  
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所  
松本市丸の内3番7号  
TEL 34-3000

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本